

I. 訪問看護ステーションの基本情報

① 名称										
② 電話番号	-	-						6		
④ 所在地	〒	-								
	(都道府県)		③ 保険機関コード							
			都道府県番号		点数表番号		指定訪問看護ステーションコード(7ケタ)			

II. 届出内容

⑤ 経過措置の届出を行う内容										
ア. オンライン請求とオンライン資格確認の両方(⑥の猶予類型も共通)										
イ. オンライン請求のみ										
ウ. オンライン資格確認のみ										
⑥ 該当する経過措置の猶予類型										
・第1号: 電気通信回線設備に障害が発生した訪問看護ステーション【⑤イを選択した場合のみ】										
・第2号: 令和6年10月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の訪問看護ステーション(システム整備中)										
・第3号: オンライン請求又はオンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない訪問看護ステーション(ネットワーク環境事情)										
・第4号: 改築工事中の訪問看護ステーション										
・第5号: 廃止・休止に関する計画を定めている訪問看護ステーション										
・第6号: その他特に困難な事情がある訪問看護ステーション										
⑦ ⑥の選択に応じた補足事項										
・第1号	回線機能障害の理由									
・第2号	システム事業者との契約日 (遅くとも2024年10月末)					西暦		年	月	日
	作業完了見込み時期 (遅くとも2025年6月末)					西暦		年	月	
・第3号	光回線のネットワークの整備状況(1.整備されていない/2.整備された)									
	(2.の場合 整備された時期					西暦		年	月	日)
・第4号	工事開始日					西暦		年	月	日
	工事終了予定日					西暦		年	月	日
・第5号	廃止又は休止予定日 (遅くとも2025年6月末)					西暦		年	月	日
・第6号	特に困難な事情として、右の状況にある。									
	・ア: 常勤の看護職員その他の従業者の年齢が、平成30年3月31日において、いずれも65歳以上である(=全員の生年月日が昭和28(1953)年4月1日より前)									
	(最も若い常勤職員の生年月日 西暦 年 月 日)									
	・イ: その他第1号～第5号と同視できる特に困難な事情がある場合(※以下に具体的な内容を記載)									
⑧ 備考										

上記のとおり届け出ます。

西暦 年 月 日

審査支払機関
厚生支局 } 御中

代表者名

住所 〒 -
メールアドレス:

(記入等に当たっての留意点)

- ・ 青色セル部分に必要な記載を行った上、あらかじめ(2024年10月末までに、原則として医療機関等向け総合ポータルサイトを経由して審査支払機関及び地方厚生(支)局に届出を行うこと。
- ・ ①・②・④欄には、指定訪問看護事業者の指定申請書により届け出た記載内容を記入すること。
- ・ ③欄には、該当の保険機関コード(先頭から順に該当の都道府県番号(2桁)、点数表番号(1桁)=6、指定訪問看護ステーションコード(7桁))を記入すること。

(参考)都道府県番号:北海道01、青森02、岩手03、宮城04、秋田05、山形06、福島07、茨城08、栃木09、群馬10、埼玉11、千葉12、東京13、神奈川14、新潟15、富山16、石川17、福井18、山梨19、長野20、岐阜21、静岡22、愛知23、三重24、滋賀25、京都26、大阪27、兵庫28、奈良29、和歌山30、鳥取31、島根32、岡山33、広島34、山口35、徳島36、香川37、愛媛38、高知39、福岡40、佐賀41、長崎42、熊本43、大分44、宮崎45、鹿児島46、沖縄47

- ・ ⑤欄には「ア～ウ」のうち経過措置の届出を行う内容を選択して記入すること。
- ・ ⑥欄には「第1号～第6号」のうち届け出る経過措置の猶予類型を選択して記入すること。
- ・ ⑦欄には⑥欄の選択に応じて補足事項を記入すること。特に

- ・ 第1号の場合、電気通信回線設備の機能障害によりオンライン請求を行うことができなくなった理由を記入すること。ただし、その理由の判明が当該届出書を届け出るまでに判明しない場合は、その旨を記入すること。
- ・ 第3号の場合、光回線のネットワークの整備状況について「1.整備されていない／2.整備された」のうち該当するものを選択して記入すること。また、光回線のネットワークが整備されてから間もない(6か月以内)場合には、「2.整備された」と記入した上で、光回線のネットワークが整備された時期を記入すること。
- ・ 第6号の場合、「ア・イ」のうち特に困難な事情として該当するものを選択して記入すること。その際、「ア」と記入した場合は、常勤の看護職員その他の従業者のうち最も若いものの生年月日を記載欄に記入すること。
また、「イ」と記入した場合は、その具体的な内容を記載欄に記入すること。例えば、第1号～第5号又は第6号アの条件を満たす項目と同視できる事情(「休廃止を予定している(時期未定)」、「介護保険で紙レセプトによる請求を行っている」等)を複数抱えている場合は、個別判断がされ、経過措置の対象となる場合があること。

(添付書類について)

- ・ 届出を行う際、併せて⑥欄で選択した猶予類型に応じて以下の書類を添付すること。

- ・ 第1号: ⑦欄に記入する理由を確認できる書類又は証明書
- ・ 第2号: 契約書や注文書の写しなど、契約日又は申込日(令和6年10月末までに締結されたものに限る。)及び契約者双方の名称が記載され、システム事業者と契約したことが確認できる書類
- ・ 第6号: アの場合は、最も若い常勤職員の生年月日が確認できる書類(看護師免許の写し等)
イの場合は、困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類(の写し)

- ・ なお、書類漏れ等の不備がある場合は、届出書を返戻する場合があること。